

総社市下水道処理施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市下水道処理施設規則の一部を改正する規則

総社市下水道処理施設規則（平成17年総社市規則第149号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区 分	名 称	位 置	区 分	名 称	位 置
略			略		
マンホールポンプ	略		マンホールポンプ	略	
	金井戸マンホールポンプ	総社市金井戸162番5地先		金井戸マンホールポンプ	総社市金井戸162番5地先
	福井泉北マンホールポンプ	総社市福井1600番34地先		美袋2区マンホールポンプ	総社市美袋576番2地先
	美袋2区マンホールポンプ	総社市美袋576番2地先		略	
略			略		

附 則

この規則は、平成27年3月31日から施行する。